

令和令和3年8月定例会議事録

令和3年
第8回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年8月6日(金) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(13名)

1番 西川 ひとみ	4番 石原 晃	5番 大井 幸男
6番 花村 直良	7番 森川 朝子	8番 加藤 芳正
9番 時田 昌子	10番 山田 倉造	11番 浅野 喜代子
12番 服部 春彦	13番 佐藤 文恵	15番 大曾根 佳明
16番 岩田 悟		

4. 欠席委員(3名)

2番 田中 敏信	3番 伊藤 克巳	14番 宮田 圭
----------	----------	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第3 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願について

第5 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第6 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長	永田 久男	農政課長	安田 裕治		
事務局長	柴田 泰宏	局長補佐	横山 健司	農地係長	片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中13名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第8回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

また、議案の関係上、最初に議案第30号議案について審議をお願いする旨述べる。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、13番委員及び15番委員を指名する。

第2 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の内、番号7番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号7番について、転用事業者は、申請地西側に数年前に建設した農業用倉庫があり、作業の効率化を図るため、申請地を農作業場として使用したいとの申請です。」

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第4条第6項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は水路、東側・南側は道路、西側は宅地となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「転用目的は農業用倉庫ではなくて農作業場ということですか。」

○農地係長 「申請地の道路を挟んで東側の土地については、今年の2月に乾燥調整施設を目的とした転用許可を取得されており、また、西側にも農業用倉庫が既に建っております。今回の申請地は、それらの施設の間に位置し、作業の効率化を図るための農作業場や駐車場として利用する目的で申請がなされました。」

○委員 「建物は建てないのですか。」

○農地係長 「建物は建てませんが、コンクリートを敷く計画となっています。」

○議長 「他にご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第30号の内、番号7番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

(挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第30号の内、番号7番について、許可相当として意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第30号の内、番号8番から10番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長

「番号8番について、転用事業者は、申請地の一部を農業用倉庫として使用したいとの申請です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類され、原則として転用は不許可となりますが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号イ、『農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設として利用する場合』の規定を適用して、許可相当となるものです。

申請者は、農地法第3条許可申請の番号22の申請者の方と同一世帯の方であります。所有している農地に無許可で転用している農地が1筆ありましたので、それが是正されなければ農地法第3条許可は認められません。そのため、追認という形ではありますが、この第4条許可申請がなされたものです。

申請地は既に農業用倉庫として使用されておりますが、申請地の北側及び西側は道路、東側は水路、南側は田、東側及び南側にはコンクリート擁壁があり、周囲の営農に支障のない状態となっております。

続いて、番号9番について、転用事業者は申請地を物置として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第4条第6項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に物置として使用されており、追認での許可となります。申請地の北側は宅地及び道路、東側は田、南側は水路、西側は畑となっております。周囲にはコンクリート擁壁を設け、周囲の営農に支障のない状態となっております。

続いて、番号10番について、転用事業者は申請地を農業用倉庫及び進入路として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第4条第6項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に農業用倉庫及び進入路として使用されており、追認で

の許可となります。

申請地の北側は道路、東側は宅地、南側は水路及び畑、西側は宅地となっており、周囲の営農に支障のない状態となっています。

以上3件について、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 「番号8番についてですが、追認許可との説明でありましたが、現地は確認されていますか。」

○農地係長 「現地は確認しております。」

○議 長 「他にご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第30号の内、番号8番から10番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第30号の内、番号8番から10番について、許可相当として意見を決定いたします。」

第3 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議 長 『議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号22番は農地の売買であり、申請地は合計面積1,259㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が129.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約8

k m、車で15分程の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。

なお、先ほど説明したとおり、申請者には無許可で転用している農地がありましたが、それを是正するために、農地法第4条許可申請をされ、先ほどの審議の結果、許可相当として意見が決定されましたので、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。許可日は、第4条許可と同日となります。

続いて番号23番は農地の売買であり、申請地は面積が396㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が126.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約60mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第28号について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第28号については、許可決定いたします。」

第4 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願について

○議 長 『議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願について』を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「民事執行法の規定に基づく競売や公売により売りに出されている

農地を購入しようとする場合には、その入札参加者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要となります。これを買受適格証明といますが、この買受適格証明書を交付するためには、通常の特許申請と同様に、申請者が許可要件を満たしているか審査することとなります。

なお、この証明書の交付を受けた者が、落札した場合には、改めて農業委員会に農地法第3条の特許申請がなされますが、事務処理の迅速化を図るため、申請人の事情が証明書の交付時と変わっていない場合には、総会に再度諮らずに会長の判断で許可することとしても差し支えない旨、併せて審議をお願いしたいと思います。

それでは今回の申請について具体的にご説明いたします。」

番号1番、申請地は、面積は991㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

申請人の経営面積は約554アールで、農業委員会が定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約400メートルの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

それでは、申請人に対して買受適格証明書を交付することについて、ご審議をお願いします。また、その後の事務処理の迅速化を図るため、申請人が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条特許申請がなされた場合に、買受適格証明書の交付時と事情が変わっていないと認められるときは、総会に諮らずに会長が許可することについても、併せてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第29号について証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第29号については、証明することといたします。」

第5 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の内、番号30番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号30番については、転用事業者は、申請地を地域の人が生産した野菜を販売するための農産物販売店舗として使用したいとの申請です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類され、原則として転用は不許可となりますが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号イ、『農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設として利用する場合』の規定を適用して、許可相当となるものです。

なお、農畜産物販売施設については、「その地域で」生産される農畜産物を販売する施設でなければ該当しませんが、この場合の「地域」とは羽島市内であれば認められることとなります。その点については申請者から羽島市内で生産される農産物を販売する計画であると確認しています。

申請地の東側、北側及び西側は道路、南側は畑となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

以上で事務局からの説明を終わります。」

○議長 「それでは、ここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等についてご説明願います。」

○申請者 「コロナ禍において経営を維持していくために、新しく農業も始めようと思うようになりました。農業に関しては全くの新人であったため、地元の生産者の方々に指導を受けたりして、足近町を拠点として野菜を生産しております。また、足近町、竹鼻町、正木町、小熊町、下中町、桑原町の生産者の方々から野菜を分けてもらい、販売等を行っております。申請地については、地元の方が作られた野菜を地元の

方に食べていただきたいという思いから、農産物の直売所を作るために転用したいと考えております。」

○議 長 「申請者に対しまして、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 「本業としては、どのような事業を営んでいるのですか。」

○申 請 者 「建物の解体業を営んでおります。」

○委 員 「申請地の転用計画の図面を見ると、販売所の建築面積の割合が小さいように感じますが。」

○申 請 者 「販売所は簡易的な構造のものを建てて、それ以外は駐車場として使用する予定です。また、景観を損なうことのないように、樹木を道路沿いに植える予定です。」

○委 員 「現在、既に農産物販売を行っているのですか。」

○申 請 者 「軽自動車を使って販売を行っておりました。」

○議 長 「他にご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「それでは、ここで、申請者の方には退室していただきます。」

(申請者退室)

「ただいまの申請者からの説明も踏まえまして、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第31号の内、番号30番について許可相当として意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第31号の内、番号30番について許可相当として意見を決定いたします。」

続いて、議案第31号の内、番号31番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号31番については、転用事業者は、父親が所有する申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して、許可相当となるものです。

申請地の北側及び東側は宅地、西側は畑、南側は道路となっています。周囲にはコンクリートブロックを設置し、周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第31号の内、番号31番について許可相当として意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第31号の内、番号31番について許可相当として意見を決定いたします。」

- 第 6 報告第 2 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について
- 第 7 報告第 2 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について
- 第 8 報告第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について

○議 長 『報告第 2 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について』、『報告第 2 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議 長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。